

広島県立総合体育館設置及び管理条例（抜粋）

（利用料金の減免）

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用料金を減免することができる。
- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - 三 療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
 - 五 国、地方公共団体又は障害者団体が障害者等のスポーツ又は文化の振興を図る行事のために利用するとき。
 - 六 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用するとき。
 - 七 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあつては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を抜き有無。以下同じ。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。
 - 八 その他知事が別に定める場合

広島県立総合体育館管理運営規則（抜粋）

（利用料金の減免）

- 第8条 条例第11条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、利用料金を免除する。
- 2 条例第11条第5号に該当する場合は、区分使用又は専用使用に係る利用料金の額から、当該額の2分の1に相当する額を減額する。
 - 3 条例第11条第6号又は第7号に該当する場合は、区分使用又は専用使用に係る会議室の利用料金の額から、当該額の5分の1に相当する額を減額する。ただし、条例別表第6の備考3に該当するときは、この限りではない。
 - 4 前2項の場合において、減額後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利用料金の減免の申請等）

- 第9条 前条第1項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第11条第1号から第4号のいずれかに該当することを証する書類を提示しなければならない。
- 2 前条第2項又は第3項の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、利用料金減額申請書を指定管理者に提出し、利用料金減額承認書の交付を受けなければならない。